

広島県告示第千百二十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百七十六号）第十六条第一項の規定によって、まあじ及びまいわし太平洋系群に関する令和四管理年度における知事管理漁獲可能量を次のとおり定めたので、同条第四項の規定によって、公表する。

令和三年十二月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

特定水産資源の名称	知事管理区分の名称	知事管理漁獲可能量
まあじ	広島県まあじ漁業	現行水準
まいわし太平洋系群	広島県まいわし漁業	現行水準